

## べっぷ道路里親制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、都市にとって重要な公共空間である道路の美化、保全等のため、市民が道路の里親となって、ボランティアで管理する道路里親制度を実施し、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民と市が一体となった道路の環境美化活動を推進することを目的とする。

(届出)

第 2 条 道路の里親になろうとする個人又は団体(以下「市民等」という。)は、自ら道路の管理区域を定め、市長に養子縁組届け(様式第 1 号)及び里親名簿(様式第 2 号)を提出するものとする。

2. 里親を辞退する場合は、里親辞退届(様式第 3 号)を市長へ提出するものとする。

(合意書の交換)

第 3 条 市長は、前条第 1 項の書類の提出があった場合において、その内容が適切であると認められるときは、市民等と合意書(様式第 4 号)を取り交わすものとする。

(里親の役割)

第 4 条 里親(前条の合意書を取り交わした市民等をいう。以下同じ。)は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 管理区域内の空き缶、吸殻等のゴミの収集。
- (2) 管理区域内の除草
- (3) 道路の管理に必要な情報の提供。
- (4) その他道路の環境美化に必要な活動。

(市の役割)

第 5 条 市長は、里親に対し、次に掲げる援助等を行うものとする。

- (1) 環境美化活動に必要な物品、用具等の支給又は貸与。
- (2) 里親表示板の設置
- (3) ボランティア保険の加入。
- (4) その他市長が必要と認める援助。

(報告書の提出)

第 6 条 里親は、当該年度の環境美化活動の実施状況について、毎年 3 月 15 日までに活動報告書(様式第 5 号)により、市長に報告するものとする。

(表彰)

第 7 条 市長は、道路の環境美化活動が特に優れていると認められる里親を表彰することができる。

附 則 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。